JAPAN SPORT COUNCIL

NEWS RELEASE

スポーツくじ WINNER toto BIG

令和7年5月23日
独立行政法人日本スポーツ振興センター
スポーツ振興事業部

報道関係各位

スポーツくじ
ご購入代金の返還について

日頃から、スポーツくじの報道に関し格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。
このたび、スポーツくじについては、WINNERバスケ競技会予想の指定競技会であるりそなグループ B.LEAGUE 2024-25 B2リーグ戦、りそなグループ B2 プレーオフ2024-25の結果について、「りそなグループ B.LEAGUE 2024-25 SEASON B2 年間優勝」および「りそなグループ B2 PLAYOFFS FINALS 2024-25 優勝」は「アルティーリ千葉 / 富山グラウジーズ」とB.LEAGUEにより決定されました。

つきましては、その決定を踏まえまして、スポーツ振興投票の実施等に関する法律第17条第1項、第3項、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則第7条第2項第4号に基づき、**当該指定競技会に係る第37回WINNERバスケ競技会予想（B2PO 2024-25 優勝予想）及び第42回WINNERバスケ競技会予想 （B2PO 2024-25 優勝・準優勝予想）は不成立となりますので、対象となるスポーツくじチケットをお持ちのお客様につきましては、ご購入代金を返還させていただきます。返還金の受取方法等は以下のとおりです。**

報道関係の皆様におかれましては、この件について告知にご協力くださるようお願いします

記

1 対象となる開催回（くじ種）
第37回WINNERバスケ競技会予想（B2PO 2024-25 優勝予想）
第42回WINNERバスケ競技会予想（B2PO 2024-25 優勝・準優勝予想）

2 返還金の請求期間
令和7年5月26日（月）～令和8年5月25日（月）の1年間

3 返還金受取方法

スポーツくじチケット種別等	受取方法
スポーツくじチケット（本券）	【現金での受取】 全国のスポーツくじ売り場※1、スポーツくじ払戻店（払戻しのみの店舗）※1、スポーツくじ取扱信用金庫、セブン-イレブン※2で対象スポーツくじチケットと引き換えに券面記載の合計金額をお受け取り。 【振込での受取】 所定の「返還金請求書」及び対象スポーツくじチケットを郵送いただくことにより、お客様指定口座にお振り込み。

※1 くじ売り場およびスポーツくじ払戻店は、払戻限度額が1万円以下の店舗もあります。それぞれの店舗については、スポーツくじオフィシャルサイト・店頭に掲示している払戻上限額をご確認ください。
※2 セブン-イレブンは、払戻限度額が1万5千円以下となります。

なお、くじ売り場のうち販売のみの店舗、一部のスポーツくじ取扱信用金庫、ローソン、ファミリーマート及びミニストップでは、返還金を受け取ることができませんのでご注意ください。

■スポーツくじオフィシャルサイト https://www.toto-dream.com
■スポーツくじお客様センター TEL:0120-9292-86
■独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページ
https://www.jpnsport.go.jp

※ 払戻を行っていない一部のくじ売り場や信用金庫には、「返還金請求書」を設置しています。
※ 「返還金請求書」は、スポーツくじオフィシャルサイトからもダウンロードできるようにする予定です。

4 次の方法で購入されたお客様については、口座振込を行いますので、**返還金請求手続きは不要**です。

決済種別等	受取方法
楽天銀行決済 PayPay 銀行決済 クレジットカード決済 三井住友銀行決済 au かんたん決済 住信SBIネット銀行決済 au じぶん銀行決済 JCBデビット決済 スポーツくじオフィシャルサイトコンビニ決済 ドコモスポーツくじサイトでの電話料金合算払い	お客様指定口座に令和7年5月29日（木）以降順次お振り込みいたします。

5 その他ご不明な点については、以下でご確認、お問い合わせください。
① スポーツくじオフィシャルサイト（https://www.toto-dream.com）
② スポーツくじお客様センター フリーダイヤル 0120－9292－86
※電話番号を十分ご確認の上、おかけ間違いのないようにお願いいたします。（受付時間：午前8時～午後11時30分／無休）

以上

【参考】

〇スポーツ振興投票の実施等に関する法律

（スポーツ振興投票券の発売の特例）
第17条 指定試合等又は特定指定試合等の開催が文部科学省令で定める数に満たなかったときその他文部科学省令で定める事由に該当することとなったときは、その指定試合等又は特定指定試合等に係るスポーツ振興投票券は、発売されなかったものとみなす。
3 センターは、前二項の規定により発売されなかったものとみなされたスポーツ振興投票券の券面金額に相当する金額を、そのスポーツ振興投票券と引換えに、これを所有する者に返還金として交付する。

〇スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（抄）

（法第17条第1項の文部科学省令で定める数及び事由）
第7条
2 法第17条第1項の文部科学省令で定める事由は、次の各号のいずれかに該当するときとする。
四 センターが、第3条第2項の規定により公示したスポーツ振興投票券の発売開始から払戻金の交付を開始するまでの間に、機構からの通知又は指定組織が公表し、若しくは照会に応じて回答した情報に基づき、指定試合の結果等又は特定指定試合の結果等が、同項の規定によりセンターが公示した投票の種類のいずれにも合致しないことを確認したとき。